

聴講生取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴講に係る事務取扱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 この要綱において、聴講とは、海外に居住している日本国籍者であつて、学齢の児童生徒（以下「聴講を希望する者」という。）がその保護者とともに本市の区域内等に一時帰国している際に、当該児童生徒に対して日本の学校生活を経験する機会を提供することをいう。この場合において、聴講によって学校に通う児童生徒（以下「聴講生」という。）は、当該学校に在籍する者として扱わない。

2 聴講は、聴講を希望する者が一時帰国している際に寝食する場所が次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 聴講を希望する者の自宅（海外に居住している間であっても聴講を希望する者の保護者が当該住居を占有する権原を有する住居をいう。）

(2) 聴講を希望する者の祖父母その他親族が居住している住居

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合にあつては、聴講を認めることがある。ただし、旅館業法の適用を受ける施設を寝食する場所とする場合は、聴講を認めない。

(1) 前項各号に相当する事情があると認められる場合

(2) 聴講を希望する者が次条に規定する学校に在学する児童生徒に類すると認められる事情がある場合

4 外国籍者であっても、第2項第2号又は前項第2号に該当する場合にあつては、聴講を認めることがある。

(聴講生を受け入れる学校)

第3条 聴講生を受け入れる学校は、当該聴講生が一時帰国している際に寝食する場所を通学区域に含む学校とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該場所が通学区域外就学事務取扱要綱第5条に規定する指定地区である場合にあつては、同条に規定する区域外校に相当する学校とする。

(聴講生の受入学年)

第4条 聴講生は、年齢相当の学年に受け入れる。

(聴講生の受入期間)

第5条 聴講生の受入期間は、2箇月以内とする。ただし、教育委員会がやむを得ないと

認めた場合にあっては、この限りでない。

(申請書類等)

第6条 聴講を希望する保護者は、聴講生に関する説明・遵守事項（第1号様式）を承諾する場合に限り、一時帰国した際に聴講承認願（第2号様式）を学校に提出するものとする。

2 前項の書類の提出を受けた学校は、聴講を承認する場合においては、当該書類を調査課に送付しなければならない。

(行事等への参加)

第7条 聴講生は、入学式、卒業式その他学校に在籍するもののみが参加すべき行事及び宿泊を伴う校外活動その他児童生徒の安全の確保が優先される活動には原則として参加できない。

(聴講の不承認)

第8条 学校運営上支障があると認められる場合又は聴講生若しくは聴講生の保護者が学校の指示若しくは指導に従わない場合には、聴講を承認せず、又は受入期間の途中で聴講を打ち切ることがある。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

(実施時期)

1 この改正は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この改正の実施前において、すでに聴講を承認されている者にあっては、当該承認された聴講に限り、なお従前のとおりとする。